

# 認可地縁団体 高尾台町会 個人情報保護規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、個人情報個人が個人の人格尊重の理念のもとに慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、認可地縁団体 高尾台町会(以下「本町会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、本町会の事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの。

(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できることとなるものを含む)

#### (2) 個人情報データベース等

特定の個人情報を、コンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合物、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙媒体で処理した個人情報を一定の規則にしたがって整理又は分類し、特定の個人情報を容易に検索することができる状態においているもの。

#### (3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報。

#### (4) 保有個人データ

本町会が開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの、又は違法若しくは不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの以外。

#### (5) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報。

#### (6) 本人

個人情報から識別され、又は識別され得る個人。

### (本町会の責務)

**第3条** 本町会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、実施するあらゆる事業を通じて個人情報の保護に努める。

## 第2章 個人情報の利用目的の特定等

### (利用目的の特定)

**第4条** 本町会は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定する。

- 2 本町会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行う。
- 3 本町会は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、又は公表する。

### (利用目的外の利用の制限)

**第5条** 本町会は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ本人の同意を得ないで前条の規定により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱うことができる。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

3 本町会は、前項の規定に該当して利用目的の範囲を超えて個人情報を取り扱う場合には、その取り扱う範囲を真に必要な範囲に限定する。

## 第3章 個人情報の取得の制限等

### (取得の制限)

**第6条** 本町会は、個人情報を取得する時は、利用目的を明示すると共に、適法かつ適正な方法で行う。

2 本町会は、要配慮個人情報については取得しない。

3 本町会は、原則として本人から個人情報を取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。

4 本町会は、前項第4号の規定に該当して本人以外の者から個人情報を取得したときは、その旨及び当該個人情報に係る利用目的を本人に通知するよう努めるものとする。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

**第7条** 本町会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については適用しない。

- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

## 第4章 個人データの適正管理

### (個人データの適正管理)

**第8条** 本町会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 本町会は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。
- 3 本町会は、個人データの安全管理のために、個人データを取り扱う町会役員、班長に対する必要かつ適切な監督を行う。
- 4 本町会は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、确实、かつ速やかに破棄又は削除する。
- 5 本町会は、個人情報の取り扱いの全部又は一部を本町会以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行う。

## 第5章 個人データの第三者提供

### (個人データの第三者提供)

**第9条** 本町会は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しない。
- (1) 本町会が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取り扱いの全部又は一部を委

託する場合

- (2) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき
- 3 本町会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。

## 第6章 保有個人データの開示、訂正・追加・削除・利用停止

(保有個人データの開示等)

**第10条** 本町会は、本人から、当該本人に係る保有個人データについて、書面又は口頭により、その開示(当該本人が識別される個人情報保有していないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)の申し出があったときは、町会役員が身分証明書等により本人であることを確認の上、町会長の指示により開示をする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 本会の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
  - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 開示は、書面により行う。ただし、開示の申出をした者の同意があるときは、書面以外の方法により開示をすることができる。
  - 3 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞なく行う。

(保有個人データの訂正、追加、削除、利用停止、等)

**第11条** 本町会は、保有個人データの開示を受けた者から、書面又は口頭により、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止の申し出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申し出した者に対し、書面により通知する。

- 2 本町会は、前項の通知を受けた者から、再度申し出があったときは、前項と同様の処理を行う。

## 第7章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

**第12条** 本町会は、個人情報の適正管理のため個人情報保護管理者を定め、本町会における個人情報の適正管理に必要な措置を行わせる。

- 2 個人情報保護管理者は、町会長、総会計及び各丁目副会長3名とする。
- 3 町会長、総会計及び各丁目副会長3名は、町会長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、町会役員、班長に対する教育・事業訓練等を行う責任を負う。
- 4 町会長、総会計及び各丁目副会長3名は、適正管理に必要な措置について定期的に評価を行い、見直し又は改善を役員会に諮り行う。
- 5 町会長、総会計及び各丁目副会長3名は、個人情報の適正管理に必要な措置の一部を各事業を分

掌する町会役員、班長に委任することができる。

#### (苦情対応)

**第13条** 本町会は、個人情報の取扱いに関する苦情(以下「苦情」という。)について必要な体制整備を行い、苦情があったときは、適切かつ迅速な対応に努める。

2 苦情対応の責任者は、町会長とする。

3 町会長は、苦情対応の業務を町会役員、班長に委任することができる。その場合は、あらかじめ委任する町会役員、班長を指定し、その業務の内容を明確にしておく。

#### (町会役員、班長の義務)

**第14条** 本町会の町会役員、班長又は町会役員、班長であった者は、町会活動上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した町会役員、班長は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく町会長に報告すると共に、町会長は役員会で協議し適切な措置をとるよう指示する。

### 第8章 雑 則

#### (その他)

**第15条** この規程の実施に必要な事項は、別に役員会で定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。